

令和5年度大鰐町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策や活力あるまちづくりを推進するため、予算の範囲内において大鰐町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、令和5年度地域少子化対策重点推進事業実施要領の別記2に定めるもののほか、大鰐町補助金等の交付に関する規則（昭和49年大鰐町規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦で、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯をいう。
- (2) 住宅費 結婚を機に新たに住宅を取得、賃借する際に要した費用で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った住宅の取得費、賃料、敷金、礼金（保証料などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については除き、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分についても除く。

(3) 引越費用 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(4) リフォーム費 結婚を機に新たに住宅をリフォームする際に要した費用のうちで、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間におけるリフォーム業者への支払に係る実費をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については除く。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の補助の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯の夫婦の一方とする。

(1) 補助金の申請日における最新の所得証明書から確認できる夫婦の所得を合算した世帯の所得が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。

(2) 対象となる住宅が町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民登録地が当該住宅の所在地となっていること。

(3) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

(4) 夫婦の双方又は一方が過去にこの要綱と同様の規定に基づく補助金を受けていないこと。

(5) 同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号の額とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯にあつては、住宅費、引越費用及びリフォーム費の合計額を対象とし、1世帯当たり60万円を上限とする。
- (2) その他の世帯にあつては、住宅費、引越費用及びリフォーム費の合計額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月の前月までとする。

(補助金の交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年度大鰐町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請額算出調書(様式第2号)
- (2) 経費の配分調書(様式第3号)
- (3) 婚姻日が確認できる書類(戸籍全部事項証明書又は婚姻届受理証明書等)

- (4) 夫婦の最新の所得証明書
- (5) 貸与型奨学金の年間返済額が確認できる書類
- (6) 住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書及び領収書の写し等支払額を証明できる書類（住宅の取得に要する費用の補助の場合）
- (7) 住宅の賃貸借契約書の写し及び領収書の写し等支払額を証明できる書類（住宅の賃借に要する費用の補助の場合）
- (8) 引越しに要した費用の領収書の写し等支払額を証明できる書類（引越しに要する費用の補助の場合）
- (9) リフォームの工事請負契約書等の写し及び領収書等支払額を証明できる書類（リフォームに要する費用の補助の場合）
- (10) 住宅手当支給証明書（様式第4号）（住居を賃借している場合）
- (11) 同意書（様式第5号）
- (12) 誓約書（様式第6号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、令和5年度大鰐町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請

事項について変更が生じた場合は、速やかに令和5年度大鰐町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書（様式第8号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、令和5年度大鰐町結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けた場合は、速やかに令和5年度大鰐町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第10号）（以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- （3）この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消し

た場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の規定による報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。